（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年８月18日から平成22年９月16日までの30日間

４　処分の原因となった事実　株式会社鹿内組、株式会社阿部重組は、他の事業者と共同して、遅くとも平成17年４月１日以降、青森市が指名競争入札により発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成22年４月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 17 日

東北地方整備局長　青山　俊行

１　処分をした年月日　平成22年８月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社坂正　齋藤　勝　青森県青森市大字上野字山辺29―１　国土交通大臣許可（般・特―21）第21079号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年８月18日から平成22年９月16日までの30日間

４　処分の原因となった事実　株式会社坂正は、他の事業者と共同して、遅くとも平成20年５月７日以降、青森市が指名競争入札により発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成22年４月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第１８５８号

愛知県西尾市寄住町下田22番地
申立人　西尾市
本籍名古屋市名東区猪子石１丁目601番地、最後の住所名古屋市名東区香流１丁目1012番地　サンローヤル名東ビル30Ａ号、死亡の場所愛知県愛知郡長久手町、死亡年月日平成19年２月５日、出生の場所宮城県石巻市、出生年月日昭和29年１月１日、職業不詳
被相続人　亡　佐藤　　功
事務所名古屋市東区泉１丁目１番31号　吉泉ビル７Ｃ　安保和幸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安保　和幸
名古屋家庭裁判所

平成２２年（家）第２０５号

愛知県田原市福江町堂前13番地の１
申立人　愛知みなみ農業協同組合
本籍愛知県田原市赤羽根町枝古21番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日平成19年10月15日、出生の場所愛知県渥美郡赤羽根村、出生年月日昭和21年７月５日、職業農業
被相続人　亡　鈴木喜七郎
事務所愛知県豊橋市前田町１―８―18
相続財産管理人　弁護士　小林　　修
名古屋家庭裁判所豊橋支部

平成２２年（家）第２３２号

愛知県豊橋市新栄町字大溝46番地の３
申立人　彦坂　憲子
本籍愛知県豊橋市松葉町３丁目51番地、最後の住所愛知県豊橋市花田二番町79番地　Ｂ、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日平成22年２月７日、出生の場所愛知県豊橋市、出生年月日大正14年10月３日、職業不詳
被相続人　亡　大原　光代
事務所愛知県豊橋市前田中町８番地の24　河邊法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河邊　伸泰
名古屋家庭裁判所豊橋支部

平成２２年（家）第２９７号

愛知県田原市福江町堂前13番地１
申立人　愛知みなみ農業協同組合
本籍愛知県田原市小塩津町出口12番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県田原市、死亡年月日平成22年１月19日、出生の場所愛知県渥美郡伊良湖岬村、出生年月日昭和20年７月26日、職業農業
被相続人　亡　岡田勝太郎
事務所愛知県豊橋市前田町１―２―11
相続財産管理人　弁護士　菅生　剛弘
名古屋家庭裁判所豊橋支部

平成２２年（家）第７０６４８号

大阪市北区西天満３丁目13番３号ナカニシビル２階
申立人　弁護士　桑森ひとみ
本籍兵庫県姫路市町坪343番地、最後の住所大阪市旭区清水３丁目15番23号特別養護老人ホーム旭さくら苑、死亡の場所大阪府守口市、死亡年月日平成21年12月15日、出生の場所不詳、出生年月日明治44年３月18日、職業不詳
被相続人　亡　横内　トメ
事務所大阪市北区西天満３丁目13番３号ナカニシビル２階
相続財産管理人　弁護士　桑森ひとみ
大阪家庭裁判所

平成２２年（家）第７０６６５号

東京都千代田区神田錦町３丁目13番地
申立人　みずほ信用保証株式会社
本籍大阪市西区新町１丁目２番地、最後の住所大阪市西区新町１丁目33番11―603号、死亡の場所大阪市西区、死亡年月日平成20年９月28日、出生の場所神戸市兵庫橘通１丁目３番地、出生年月日大正７年５月３日、職業不詳
被相続人　亡　榊　　朝子
事務所大阪市北区南森町１丁目３番27号南森町丸井ビル８階
相続財産管理人　弁護士　小島　幸保
大阪家庭裁判所